## 元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

## 経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- ●「研究開発」から「新商品・サービスの生産 販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額(営業利益+人件費+減価償却 費)の伸びを目指す!

## ◆認定のポイント

新規性

実現可能性

市場性・将来性

◆認定・承認による優遇制度

- 3~5年以内の計画
- ●「新商品・サービスの生産販売・提供」など 経営の向上を目指す!

3年計画:付加価値額9%以上、経常利益3%以上 5年計画:付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆承認のポイント

具体性

新規性・独自性

目標の実現性

- ○資金支援 文化産業振興資金
- ・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度
- ○不動産取得税の軽減措置
  - ・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。 (軽減率10分の9)
- ○融資
  - ・日本政策金融公庫の低利融資
- ○販路開拓
  - ・中小機構による販路開拓コーディネート
  - ・中小企業総合展への優先出展
- ○減税
  - ・特許料減免(審査請求料、特許料)ほか
- ○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。
- ○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供
- ○販路開拓 チャレンジ・バイ
- ・貴社製品を京都府庁が入札無しに購入可能(※購入を約束するものではありません)
- ・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援(平成27年度新規)

## ◆制度活用の流れ

市場分析計画検討

事業計画の策定

京都府の認証・承認

計画事業の実施

中小企業応援隊が伴走サポート!

専門家調査派遣 意見聴取会議 等で審査 (元気印のみ奇数月に開催)

事業実施、 優遇措置の活用

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に!

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/(公財)京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090

中小企業応援隊(商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等)